

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香川県内場池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年2月7日

香川県知事 池 田 豊 人

退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	森田 一美	綾歌郡綾川町畑田400番地1	令和5年1月21日